

Title	『烏臺筆補』訳註稿 (3)
Author(s)	沖田, 道成; 加藤, 聰; 佐藤, 貴保 他
Citation	内陸アジア言語の研究. 2005, 20, p. 77-122
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/19316
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『烏臺筆補』訳註稿(3)

沖田道成 加藤 聰 佐藤貴保
高橋文治 山尾拓也 山本明志

元・王惲撰『秋澗先生大全文集』(以下『秋澗集』と略す) 卷 86・『烏臺筆補』4・第七番目から、同書卷 86・『烏臺筆補』4・第二十二番目の案件まで、その全文に日本語訳と註釈とを付す。

86 — 7 太廟行礼蚤晏事状

(「太宮」で空格)

切惟、祭礼以嚴敬為主、兼質明行事、清朝而徹、古今之通礼也。伏見、今歲 (太) [大] 宮大祀、自十七日夜二更已來、行礼至明日辰時、纔方罷徹。計其漏刻、幾(干) [于] 一日、以致老者不勝其疲、壯者委頓于地。所謂有司跛倚臨事、雖有強力之容、肅敬之心、因倦怠而不存于中矣。且祭而忘敬、鐘鼓玉帛、似為虛陳。彼執事者、却因怠失儀、從而得罪、是又不可(甚) [長] 矣。參詳、合無將見行礼文、令尚書礼部与太常寺官、重行講議、中間節文輕重、升降遲速、因仍損益、使各得攸宜、以新一代之典、永為定例、則礼容精意、兩有餘裕、顧不盛歎。摺此合行具呈。

【訳】 太廟の祭礼にかかる時間についての意見書

祭祀の儀礼は敬いの心を致すのが中心であり、また、太廟の祭祀は夜明け前に始めて朝のうちに片付けるというのが古来一貫したしきたりである。今年の太廟の祭祀は十七日の夜二更から始め、翌日の辰の刻になってやっと終わった。その時間を計るに、実に日中すべてにあたり、年老いた者は疲れに堪えき

れず、若い者もその場にしなだれる始末である。これではまさに、『礼記』にいうところの「担当の者が片足で物に寄りかかって事に臨む」であり、「強力の容と肅敬の心は、疲れによって衷心より失われる」である。そもそも、祭祀を行って慎みの心を忘れたのでは、儀式に使う鐘鼓や玉帛も無意味に並べられたに過ぎない。祭祀の責任者が疲労による失態で罪におちるなどは、まして助長すべきことではない。

おもうに、現在行われている儀式・典礼について、尚書礼部に指示して太常寺の官僚とあらためて検討させ、儀礼の軽重・あげおろしの遅速等は従来ものを取捨選択して中庸につかしめ、御代の典礼を一新してながく規範とすれば、祭祀の形式と心がともに豊かとなって、なんとすばらしいことではないか。

このことについては、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●太廟行礼蚤晏—「蚤晏」は「早晚」の意。本案件は、後文にいう「尚書礼部」と「自十七日夜二更已来」という二つの表現によって、至元七年(1270)十月十七日から十八日にかけて行われた太廟の祭祀について論じたものであること、明らかである。尚書省が設置されていたのは至元七年から九年までであり、また、『元史』巻7・世祖本紀4・至元七年十月乙酉(十八日)の条に「太廟に享る」とあって、至元八年・九年の祭祀が七日の条にあるからである。しかも、至元八年の太廟の祭祀は、『元史』巻7・世祖本紀4・十月癸酉(六日)の条に「勅して、宗廟祭祀の祝文は書するに国字を以てせしむ」と言うように、初めて「国字(バクバ文字)」を用いて行われた点に大きな特徴があった。本案件は、恐らくこうした事情を受けて書かれているのであり、文中にいう「因仍損益、使各得攸宜」も、バクバ文字の使用を暗に批判したものに違いない。 ●質明行事清朝而徹古今之通礼也—『礼記』礼器に「他日の祭に、子路与る。室事は戸に交わり、堂事は階に交わる。質明にして始めて事を行い、晏朝にして退く。孔子之を聞きて曰く『誰か由を礼を知らずと謂うか』と」とある。『礼記』同

所の孔疏では「質は、正なり」とある。「質明」は空が白む頃、の意。 ●有司跛倚臨事……不存于中俟—『礼記』礼器に「子路季氏の宰たり。季氏の祭は、闇に運びて祭る、日足らず、之に繼ぐに燭を以てす。強力の容、肅敬の心有りと雖も、皆な倦怠す。有司跛倚して以て祭に臨む。其の不敬たること大なり」とある。儀式にかかる時間が長すぎて、参列者に疲れが生じ、かえって不敬になることを言う。 ●不可(甚)[長]—85-8の場合と同様、「甚」は「長」の字形から来る誤りであろう。 ●尚書礼部—至元元年(1264)に左三部から分かれた吏礼部は、至元七年の尚書省発足とともに、その隷属機関として礼部と吏部に分かれたが、翌八年に吏礼部に統合、至元十三年には再度礼部と吏部に分かれている(『元史』巻85・百官志1・礼部の条参照)。 ●太常寺官—太常寺は宗廟社稷の祭祀等を司る機関。『元史』巻88・百官志4・太常礼儀院の条によれば、中統元年(1260)に設置されたが、至元二年には翰林が兼務、至元九年になって太常寺として独立した。至大元年(1308)に太常礼儀院になった。また、太常寺の所属機関として、至元三年には太廟署が設置され、太廟での祭礼を司ったという。なお、『元史』巻160・徐世隆伝によれば、長官の太常卿は、中統三年から至元七年(月日は不明)まで徐世隆が務めたという。 ●因仍—旧に従って改めないことをいう。儀礼に用いる祭文を、パクパ文字の使用以前に戻すことを恐らくいうのであろう。

86 — 8 乞榷免大名等路今秋帶納中都遠倉脚錢粮事状

(「国計」で空格)

切見、大名・彰徳・衛輝・懷孟等路、蝗旱連年、闕食者衆。罄罄告困、至今不絶。即日又令五路百姓起運官粮(千)[十]万餘石、限十一月終、赴新城交納。每石雖官支脚価二兩二錢、其寔難以繳計。拋各路所該粮數、官司尽行椿配民間、転令願脚般載。今体訪得、每石不下五兩有餘、才方可運一石。兼大河以南、千里蕭条、人煙断絶、人牛車仗、冬月寒苦。至於糶粮芻

料、又須負載往返三千餘里。其間生受、姑置不問。而近倉稅石及帶納中都遠倉脚錢糧數、亦依常例三限管得依期閉納。如此督迫人難、何以聊生。參詳、上項事理、除官支脚錢外、每石百姓又費二兩有餘。今略拏大名見運四萬五千餘石扣算、拋百姓餘上所費二兩之數、且該米兩石為率、是使百姓已納十三萬石到官、比附本路遠倉脚錢糧數四萬九千餘石、已出一倍之上。今者更要百姓帶納之數、委是重併。以某愚見、合無將今歲五路帶納遠倉脚錢稅糧、權行蠲免、外拋近倉稅石、更為寬展限次送納、且令百姓併力以供新城陸運、庶優於辦集。且兵法有云、國之貧於師者遠輸、遠輸則百姓貧。由此而觀、當國計者、誠宜深思遠慮、念遠輸之勞、傷百姓之困、使民力有餘、不致展轉靠損貧乏、似為便當。

【訊】 大名等の路において今秋中都に帶納するための「遠倉」用の運搬費をしばらく免除することを乞う意見書

大名・彰徳・衛輝・懷孟等の路では早魑が続き、食料のないものが多い。困苦をお上に訴えるものが今も絶えることがない。しかるに今、更にこれら五路の人々に命じて、十一月終わりを期限として税糧十萬餘石を運び、新城・大都へ納入せよ、という。官方は運搬のための人足代を一石ごとに二兩二錢としているが、人足に与えた運搬費用の手形を返還させて実際の掛かりを官庁が計上報告することは、実に難しい。各路の全体の糧数については、それぞれの役所がすべて民間に割り当てて人足を使って運ばせているが、私が實地に調べたところ、一石五兩あまりを使ってやっと一石運べるといった状況である。その上、黄河以南は千里にわたってさびれはて、人気もなく、運搬のための人・家畜・兵は冬の中たいへんな苦勞をしているばかりか、食料・穀類を担ぎ載せて三千里もの道を往復しなければならない。その困難は今も置くこととする。だが、「近倉」の税糧、ならびに中都に運ぶための「遠倉」用の運搬費は、通例にしたがって十月・十一月・十二月に三回の期限をもうけ、民が納入できなければ在地の役人に立替え払いをさせる念の入れようである。かくもせきたてられて

は息もできまい。思うに、このことについては、官が考えている人足代のほかに民は一石につき更に二両あまりを使っているのであって、いま大名路が運んでいる四万五千餘石を例に算定してみると、民が「遠倉」用の運搬費以上に払った二両を仮に二石と計算して、民はすでに十三万石も官に納めたことになる。大名路の「遠倉」用の運搬費・四万九千餘石にあてはめるなら、すでに倍以上になるのである。今、更に民に納税を強要するのは、まことに重税といえる。私の考えでは、「遠倉」用の運搬費として上乘せして徴収する今年の五路の税糧はしばらく免除するばかりか、「近倉」の税糧も納入期限をゆるめ、民に自主的に工夫をさせて陸路によって新城・大都へ税糧を運送するようにさせれば、お上による税集めに勝ると思われる。しかも、孫子の兵法に「国家が軍隊のために貧しくなるのは遠征して食料を遠くに運ぶからである。遠くに輸送すれば民は貧しくなる」という。この言葉からすれば、ご公家の事業を凶るものは、熟慮を重ねて将来を展望し、食料を遠くに運ぶ苦勞を思い民の困窮に心を痛めて、常に人々に餘力をもたせ、物資を次々に欠乏させることがないようにするのが適当と思われる。

【註】 ●帯納—元来の税額にさらに添加して納めること。85-11の註参照。
ここでは、元来の税額とは別に「脚錢」を納めることをいう。 ●遠倉脚錢糧—『金史』卷47・食貨志2・租賦・興定四年(1220)十二月の条は、温迪罕思敬の上書を引いて「今、民の輸税は、其の法大抵三有り。上戸は遠倉に輸し、中戸はこれに次ぎ、下戸は最も近し。然れども、近きものも百里を下らず、遠きものは数百里。道路の費は輸する所に倍し、雨雪に稽違の責め有り、賊に遇わば死傷の患有り」という。また、王恽『中堂事記』上・中統二年(1261)正月十日の条は、クビライの「聖旨節文」を引いて次のようにいう。「已に科せし遠倉の糧に據きては、三分を以て率と為す。初限は一分とし、展限(期限の繰り延べ)は年終に至る。所指(指定)の倉分(倉庫)に赴くの外、中・末限は二分、(展限は)今年の二月終に至る。尽数(ことごと)く改撥(分割)し、各々附近の河倉に

就きて送納せよ。上(上戸)は是れ水運の脚錢を帶納せよ。将来すれば、官は雇脚般運を為し、再(さら)に民を動かさず」。これらの記述からすれば、クビライ朝期の農税の徴収方法は金末のそれを踏襲し、「民戸」を「近倉」と「遠倉」に分け、いずれも付近の倉庫に税糧を納めさせるのだが、「遠倉」はさらに運搬費を上乗せして徴収していたと思われる。また、上記「中堂事記」に「河倉」「水運の脚錢」という表現がある点から見て、「遠倉」用の税糧の運搬には河川・運河が用いられたと推測され、本案件がいう「脚錢」もすべて「水運」のそれを指すと思われる。「大名・彰徳・衛輝・懷孟等の路」とは、この場合「水運」が利用できる地域なのである。なお、「脚錢」は鈔立てで納めるのを原則としたであろうが(『元史』卷93・食貨志1・税糧の条参照)、「脚錢糧」とは恐らくひとつのタームであって、脚錢として納められる鈔を糧に換算したものの、意ではあるまいか。

●五路一本案件の冒頭という大名・彰徳・衛輝・懷孟のほかに、「大河以南、千里蕭条、人煙断絶」という一文から判断して、河南のどこかを含めているものと思われる。

●起運官糧—戸口の移動を「起移」といい、物資の運搬を「起運」という。また、「官糧」は官に納められた税糧の意。

●(千) [十] 万餘石—『四庫全書』本にしたがって、「千」を「十」に改めた。

●新城—中都の東隣りに当時建設中だった大都城を指す。本案件が中都と新城とを使い分けている点からすれば、大都への水運はこの段階で通じていたと思われる。

●官支脚価二両二錢—『元史』卷93・食貨志1・税糧の条によれば、「遠倉」の「脚錢」は中統二年で粟一石ごとに「中統鈔三錢」(ないし「輕賚中統鈔七錢」)、至元十七年(1280)で「輕賚鈔二両」と記述される。本案件がいう「二両二錢」がいかなる鈔立てなのかは明らかでないが、いずれにしてもかなりの高額と推測される。なお、「官支」は官が支給する、の意であるが、ここは「官が支給する脚錢分としての二両二錢」と解釈すべきであろう。

●繳計—未詳。「繳」は、「繳納」「繳付」「繳回」というように、官庁から与えられた証明書、特許状、明細、手形、現金の類いをしかるべき官庁に返還することをいう。ここにいう「繳計」は恐らく「繳納會計」の省文で、関係官庁が「脚力」に与えた「脚価」

用の手形(「引」)を、受け取り側の官庁が計算することをいうのではあるまいか。 ●椿配—「科配」等の語とはほぼ同義で、正規の税以外の物資・金銭を民間に割り当てること。『吏学指南』徴歛差発・椿配の条は「重疊(かさ)ねて科差するを謂う」という。 ●三限—「三限」は、一般的には十月・十一月・十二月の三度の期限。上記『中堂事記』が「初限」を十一月、「中・末限」を二月とするのは、中統二年の臨時的措置であろう。因みに、この「三限」には罰則規定もあり、『元史』卷93・食貨志1・税糧の条は「違う者は、初犯は笞四十、再犯は杖八十」という。 ●閉納—「吏学指南」諸納・閉納の条は「拖(おく)れ欠けたる錢糧を預め官吏をして掲借(借貸)して納足せしむる者を謂う」という。 ●扣算—明清時代の文献にあっては、「扣算」は「差し引き計算をする」「換算する」といった意味であるが、宋元時代の文献にあっては単に「算出する」の意で用いられることがしばしばある。たとえば『烏臺筆補』6「乞徵間取牧馬地草粟事状」(88-25)では、277頃22畝の土地があり、畝ごとに「粟三升」取れるとして、「今これを扣算するに」、計831石6斗6升になる、という(0.03×27722=831.66)。本案件がいう「扣算」もこれと同義であろう。 ●餘上—前文に言及された数字をうけて、「それ以上の」の意。『元典章』卷15・戸部1・官吏添支俸給の条に、吏牘体で「餘上之数」と述べた後にそれを直訳体で「這的之上」と言い換えている興味深い箇所がある。 ●比附—比べる、の意。85-12の註参照。 ●委是重併—「委是」は「委実」で、「確實」「的確」の意。「重併」は、(税などの)負担が大きいことをいう言葉。 ●陸運—「遠倉脚錢糧」の註で述べたように、「遠倉」用の税糧の運搬には河川・運河が用いられるのが一般的だったと推測される。王俔はここで、費用のかさむ「水運」はやめて「陸運」にすべきことを述べていると思われる。 ●辦集—(税を)集める、の意。84-7の註参照。 ●兵法—後文に引用される「国之貧於師者遠輸、遠輸則百姓貧」は、『孫子』第二篇にある言葉。

86 — 9 拳崔国華充省掾状

切見、樞密院前官吏人等往往以貪墨(敗)〔貶〕黜。其令史崔国華者、練習吏事、通曉訳言、既慎所守、又以能聞。自照刷来、隨房例有違錯、而国華無一事経問者。其掌行簿牘精詳、拳皆可觀。切詳、身居史職、能自振潔、夙夜在公、罔累所拳、史丞相保。理宜加異、以勸方来。合無將崔国華轉補省掾。儻試諸難、可収実効。非唯於廉汚之間黜陟並行、抑亦明公道而勉事功也。

【訳】 崔国華を登用して省の掾に充てることについての意見書

樞密院の以前の官吏たちは私欲によってしばしば左遷・免職されているが、令史の崔国華は、吏員としての仕事に通じ、翻訳に精通して、職務に忠実である上に有能で知られ、手入れがあつて以来どの胥吏部屋からも違反が摘発されたにもかかわらず、彼だけは一度たりともお咎めを受けたことがなかった。帳簿や書類を取り扱うその精密さ・正確さは、特筆すべきものがある。

思うに、崔国華は、吏員の職にあつてよく廉潔を保ち、朝から晩まで公務に励んでいるにもかかわらず、推薦されることがなかったが、以前は史天沢丞相の保挙であつたらう。特別の思し召しを示して後進を励ますのが、しかるべき処遇であろう。崔国華を昇進させて省の令史の欠員にあてるべきである。難事にあたせたならば必ずや実績をあげるであろう。汚職をすれば処分されるのだということを明らかにするだけでなく、時に、正道を示して職務に励ませることも必要である。

【註】 ●省掾—中書省・樞密院・御史臺、ならびにその出先機関である行中書省・行御史臺・大都路総管府・上都留守司等、二品以上の衙門に置かれていた案牘吏員を総称して「令史」「掾史」といい、中書省の令史を「省掾」という。85-2「令史」、85-8「掾史」の註参照。この案件における「省掾」の「省」は、中書省ではなく尚書省(至元七年設立)の可能性もある。『元史』巻83・選舉志3・

銓法下・凡補用吏員の条に「至元十一年(1274)、省議すらく、出身有るの人員は、遇たま省掾に闕有らば、擬って合に正・従七品の文資職官並びに臺・院・六部の令史の内、上名従り転補すべし」とあるように、省掾に欠員があれば、正・従七品の文官、御史臺・樞密院・六部の令史の年功者から転出して欠を補ったようである。

●官吏人等—「官吏人等」はこの時代の文書に頻見される語彙であるが、たとえば「百姓人等」「軍民人等」「通事人等」「令史人等」という言い方があるように、「人等」は単に複数を表すことば。「官吏人等」は、官吏のものたちの意。

●(敗)〔貶〕黜—「敗」は「貶」の、字形から来る誤りであろう。

●訳言—『元史』巻74・祭祀志3・宗廟上の序言に「必闍赤(ビチクチ)は、訳言して書記を典る者なり」とあり、同巻136・阿沙不花伝には「阿即刺は、訳言して閻羅王なり」とあるように、「訳言」は、非漢語を漢語に変換することを意味して用いられる。崔国華は樞密院の令史であり、「通事」とはいわれていないので、ここにいう「通曉訳言」は、恐らく文書のうえでの置き換え作業をいうのであろう。なお、『元史』巻86・百官志2・樞密院の条は「訳史一十四人、通事三人、(中略)蒙古書写二人」と「訳史」「通事」「蒙古書写」の配置を記述するが、本案件が「通曉訳言」といい、それらのタームを用いない点は注意を要するであろう。崔国華は恐らくこれらの人員ではなかったのである。

●以能聞—「能を以て聞こゆ」と読んだが、元来、「聞」を「幹」等に校訂すべきであろう。

●照刷—「刷磨」に同じ。文書を照合チェックして洗いなおすこと。85-12「刷磨」の註参照。「照」はならべる、の意。なお、ここにいう樞密院に対する「照刷」に関わる記事は他には見あたらないが、本案件はそうした史資料の欠を補って興味深い。

●掌行簿牘精詳—この「行」は「文書を回す」の意ではなく、「掌行」で「職掌としておこなう」の意。

●史丞相保—原文はこの四字を双行の小字で書く。ともに元刊本系統である『四部叢刊』本および『元人文集珍本叢刊』本では、本来双行にすべきでない文字がしばしば双行で現れ、それらの多くは版刻の際のミスに起因する(因みに本案件の「一事」の部分がそれである)。しかしここでは、原文書に附

けられた割註と考えた。前文に「累ねて挙ぐる所罔し」とあるので、前に保挙したのが誰であるかを註したのであろう。「史丞相」は、史天沢のこと。85-5「丞相史公」の註参照。史天沢は中統二年(1261)に中書右丞相、至元四年に中書左丞相を拜し、中書省の枢要なポストを占めていた。その一方で、『元史』卷6・世祖本紀3・至元三年二月丙寅の条に「史天沢を枢密副使と為す」とあるように、史天沢は枢密院においても重要な地位を占めていた。本文に登場する崔国華は、枢密院の吏員として史天沢に用いられたと考えられる。

86 — 10 論明經保舉等科目状

(「上」で空格)

今体訪、尚書省批送礼部同翰林院官講議科舉事、省擬、將詞賦罷黜、止用經義明經等科。其舉子須品官保舉之人、然後許試。夫如是、恐事出非常、中外失望。切惟、科舉之法、上自隋唐迄于宋金數百年之間、千萬人之衆、講究亦云詳矣。如餘科或廢、獨賦義策論、取士而不去者、蓋以經史道備、格律精當、至公無私、而又可常故也。故前人目為將相科。如宋之韓范歐富、金之高石侯胥、皆其選也。其保舉、在宋諸公雖曾建議令官舉歲貢、以三百年尚文之世、尚莫能行。況權輿於今日乎。參詳、若依上項所擬、將見公道掃地、闕節大行、上下成風、相率諛偽、其弊有不可勝言者矣。且品流之人、若果實人材、雖出一切科目、不害為通使特達之士、何獨詞賦無益於學者治道哉。至明經設科、正使天下之人、舍精就簡、去難從易、不出手抄義疏、口誦集解、心熟箋注、其規模不出(帖)[帖]經口試、殆童子答默義之法耳。至有兀兀窮年、白首一經、餘不暇及者、必欲絕去箋疏、斷以己意、使微辭奧意、超越於道學諸儒之上、亦已難矣。由是而觀、返不若賦義之淹貫經史、扣擊諸子、辭理文彩兼備之為愈也。故唐人有進士百一二、明經十二三之謠。宋人亦云、焚香禮進士、徹幕待經生。足見經生為易、而進士為貴為難矣。此王安石所以創經義、而革明經之輕且泛也。外擬保舉等

事、論者不過士不官拳，雖盜賊倡優皆得拳進士，則賢不肖渾穀無以別矣。曾不念亡金拳法，如十惡倡優好盜，充吏犯贓至徒等人，明有結罪条理。儻拳而行，加其詳密可也。不然則草野遺賢閭閻寒士，（桴）〔将〕終身陸沈，不復進用於明時矣。且以故事考之，又有甚可慮者。昔唐楊国忠子楊暄，拳明經科，學術荒陋，文不中格。礼部侍郎達奚珣，畏国忠權勢，遣其子先白国忠云，郎君所試，不中程文。然亦不敢落也。又楊汝士与錢徽掌貢拳，段文昌・李紳各以書属所善進士於徽。及勝出，文昌・紳所属皆不預焉。及第者裴度之子・李宗閔之壻・楊汝士之弟。或曰，今歲取士不公，皆子弟無藝以關節得之。上命王起覆試，果黜十餘人，貶錢徽・宗閔・汝士。由是而觀，其明經保拳，亦有未便於時者，茲非明驗歟。以某愚見，其詞賦宜公然集議，不可遽去。其保拳之法，恐行不克，終徒為紛紜之變耳。当今之務，惟以多得人材，以備任用為急。捩科目之先後，人材之速得，已經具呈。

【訳】 明經・保拳等科拳の科目を論じる意見書

いま实地に調査したところ，尚書省が批准して礼部と翰林院官に送付した「科拳について審議する」という案件に，「尚書省の案としては，詞賦科はやめて經義・明經等の科のみとする。受験者は，位階をもつ官員が推薦保証したものとす」という。もしこの通りに実施するとするならば異常事態であり，内外を落胆させるであろう。

科拳の制度は，隋唐から宋金に至る数百年間，あまたの人々が詳細に審議し練ってきたものである。たとえば，他の科目は廃止されても，詩賦・經義・策・論を課す進士科は廃止されず登用試験として存続して来たのは，經・史の大道が備わって様々な文体に精通し，至公無私の人物こそが官吏の模範とされたからであろう。それ故，前代の人には「將軍や宰相を輩出する将相科」と進士科を名付けたのであり，たとえば宋朝の韓琦・范文淹・歐陽修・富弼，金朝の高汝礪・石琚・侯摯・胥鼎らも皆その出身なのである。

位階をもつ官員が推薦保証する「保挙」については、宋代の名公たちもあれこれ建議し、受験生を推薦保証させることを諮りはしたが、文道が尊ばれた宋朝三百年の世にあつてすらうまく実施されることはなかった。まして、草創の間にあるわが王朝がどうして実施できよう。上項の提案通りに実施するならば、人材登用の正道は地を掃い、からくりがまかり通つて上から下まで風習となり、阿諛・欺瞞が行われて目も当てられない状況になるだろう。

位階官とはそもそも、真の人材であれば、さまざまな科目の出身であっても聡明・万能の政治家たり得るのであつて、なぜ詞賦科のみが治道に無益だというのだろう。明経科を行うことにいたつては、世を挙げて精緻を捨てて粗雑なものに就き、難事を捨てて簡単なことに向かわせるようなものである。手は經典の義疏を書き写し、口は集解を口ずさみ、心はその箋注を覚える、というに過ぎず、「帖経」や「口試」といった試験方法は、童子科で暗記を課す「墨義」のやり方と同じである。がむしゃらに月日を重ね、たった一種類の経書に年老いて他に何の余力もない連中に、箋疏を捨てて自分の考えに従つて判断し、理学派諸儒の積義を越えるような微言大義を求めても、それはどだい無理なことである。このことから見るに、明経科は、詞賦と経義の両科があつて経・史に深く通じ、諸子百家にも及んで文飾・論理ともに備つた進士科のすばらしさには及ばない。だからこそ、唐人に「進士は百のうち一二、明経は十のうち二三」という歌があり、宋人もまた「香を焚きて進士を礼し、幕を撤収して経生を処遇する」と言つたのである。明経科が易しく、進士科は尊ばれて難しかったことは明らかだろう。これが、王安石が経義科を創始し、明経科の輕佻浮薄を变革した所以なのである。

そのほか保挙については、「士大夫は位階官が推薦保証しなければ、盜賊・倡優までも進士に挙げられ、賢と不肖の区別がなくなつてしまふ」と論じられているにすぎない。そのような議論は、十悪・倡優や盜癖あるもの、吏に充てられたのに汚職によって徒刑になつたもの等、亡金の科挙の法に判決後の明瞭な事後規定があつたことを忘れてゐる。もし科挙の制度全般を実施するのであれ

ば、より詳細な規定を作ることも可能であろう。そうしなければ、在野の賢人や巷間の貧士は、一生埋もれたまま太平の世に用いられることなく終わってしまうのである。

また、故事からこれを考えるに、更に憂えるべきことがある。むかし唐の楊国忠の息子・楊暄が明経科に応挙したとき、その学問は浅薄粗雑で教養も不適切であったが、礼部侍郎・達奚珣は楊国忠の権勢をおそれ、息子を遣わして楊国忠に「御息の答えは基準を満たしませんが、不合格にもいたしかねます」と言わせたという。また、楊汝士と錢徽が科挙をつかさどった際、段文昌と李紳はそれぞれに手紙を書き、知る者を錢徽に託した。が、登第者が発表されてみると二人が託した者の名はなく、合格したのは裴度の息子、李宗閔の娘婿と楊汝士の弟であった。「今年の科挙は公正に行われなかった。みな関係者の子弟で、才能などない。からくりで合格したのだ」と言う者があって、皇帝(穆宗)が王起に命じて再試験をさせたところ、果たして十余人が合格者から除かれ、錢徽・李宗閔・楊汝士は流されたという。これらのことから見るに、明経科や保挙が今の時代に不都合であることは、証拠のあることといえるだろう。

わたくしが思うに、詞賦科については公に合議するのがよく、あわてて廃止すべきではない。保挙の制度については、おそらく行ってもうまくいかず、ただいたずらに混乱を招くだけになろう。現下の急務は、多くの人材を採りたてて任務につかせることである。いずれの科目を優先すべきか、いかにして人材を迅速に調達するかについては、すでに具呈書を提出した。

【註】 ●論明経保挙等科目状—本案件は、尚書省から出された科挙に関わる提案を痛烈に批判したもの。表題にいう「明経」は、詩賦・経義・論・策が科される進士科に対しての「諸科・明経科」。文中にいう「童子答黙義之法」「白首一経餘不暇及者」という表現からすれば、「明経」は、「諸科」の中でも特に幼稚だとして士人社会の軽蔑を招いた「学究」を指すと思われる。また、「保挙」は、文中にいう「官挙歳貢」という表現から、学政・学官等が「歳貢生」を中央

に保挙することだと考えられるが、科挙・学校の制度が整っていない当時の実情を勘案するならば、実質的には権要・位階官の情実を意味したに違いない。尚書省（この場合の尚書省とは宰相クラスを意味するだろうから、恐らく張易あたりを指す）から出された擬案「將詞賦罷黜，止用經義明經等科。其挙子須品官保挙之人，然後許試」とは、したがって、権要・位階官から推薦されてきたものに幼稚な試験を課すだけの情実人事を意味する。王惲は、「講議科挙」と言いながら、その実単なる情実人事に過ぎないこの案を痛烈に批判しているのであって、金朝以来の詩賦科尊重の風に荷担しているのでは必ずしもない。表題に言う「明經保挙等科目」とは文義をなさないが、「明經保挙」は本案件に関わる二つの論点を並列したもの。なお、王惲が科挙および保挙について論じたものに、翰林学士時代の「上世祖皇帝論政事書」（そのうち「議保挙以覈名実」及び「設科挙以収人材」の段）、「貢挙議」（以上『秋澗集』巻35）や、御史臺時代の「請举行科挙事状」（『烏臺筆補』5, 87-4）、「論科挙事宜状」（89-16）、「議保挙」（『秋澗集』巻90「便民三十五事」）がある。このうち「請举行科挙事状」冒頭に「切かに見えらく、科挙の事理は、往年翰林院が已經（すでに）に中書省に具陳し、乞いて定擬（案）を聞奏す。頃者（ちかごろ）、尚書省亦た礼部に下し、復た条目を講究せしむること有るも、今に至るまで未だ施行を聞かず。蓋し未だ其の事宜を度（はかり）、力めて言を為す者有らざればならん」とあるのは、この事案の冒頭に見える尚書省から礼部への下達を承けてのことであろう。また「論科挙事宜状」では「然るに礼部の擬する所を聞くに、止だ經義・詞賦兩科を以て人を取ると」と述べた上で、唐代にならって制科の選試を行うことを主張する。本案件を含め、これらは尚書省が置かれた至元七年（1270）から八年にかけて書かれたものであろう。 ●送一「行下」と同じく、文書を下級官司におくること。 ●講議一議案ないし事件の性質を検討すること。田中謙二「元典章文書の研究」（『田中謙二著作集』第二巻、汲古書院、2000、p. 435）参照。 ●省擬一「擬」は案づくりをおこなうこと。85-1の「注擬」、85-8の「定擬」の註参照。 ●將詞賦罷黜止用經義明經等科一『元史』巻81・選舉志1・科目に「継ぎて許衡亦

た学校科擧の法を議し、詩賦を罷め、經學を重んじ、定めて新制を為さんとす」とある。許衡が集賢大学士兼国士祭酒となって太学の運営にそれなりに意を注いだと思われるのは、中書左丞を辞した至元八年三月以後のことであろうから(『元史』卷7・世祖本紀4)、この一段も元來至元八年三月以後に係るものと考えらるべきであろう。とすれば、科擧に関わる尚書省からの案が提出されて王恂が本案件その他の意見書を上申し、その後を受けて許衡が新制度の案を作成したのではあるまいか。なお、「詞賦」は金制の「詞賦(進士)科」,「經義」は同じく「經義(進士)科」,「明經」は唐・宋制の「明經科」を指す。ただし、オゴデイ朝の選試では、論策・經義・詞賦がそれぞれ単科科目として行われたことから、「詞賦」「經義」は、直接にはこの単科科目を指しているのかもしれない。なお、金・劉祁『掃潜志』卷8には、金朝の選試において詞賦科が重視され、応擧するものが専ら排律及び賦作製の技術習得に趨ったことについて記述される。

●賦義策論—試験科目に詩賦・經義・論・策が科される進士科を指す。

●經史道備—この四字は用例を見ない。何らかの誤字を含むかもしれない。

●前人目為将相科—「将相科」は、將軍・宰相になるべき人材を登用する科、の謂。宋・佚名『紺珠集』卷12や、宋・葉廷珪『海録碎事』卷19・文学部下・科第門に引かれる、宋・王曾『言行録』に「公(王曾)參政為るとき、進士登科を以て堂吏を扨ぶを議す。公曰く『我が朝、此を設けて之を将相科と謂う。豈に屈するに吏職を以てす可けんや』と。議乃ち止む」とある。

●宋之韓范歐富—宋の名臣、韓琦・范文淹・歐陽修・富弼。『宋史』に見えるそれぞれの本伝によれば、富弼のみが制科の茂材異等科出身、その他はすべて進士である。

●金之高石侯胥—金の名臣、高汝礪・石琚・侯摯・胥鼎。ともに進士出身で宰相にまで至った。

●関節—からくり、手管。(宋元)参照。

●実人材—これで一語であろう。まことの人材、の意で解した。

●一切—もろもろの、の意。84-2の註参照。

●通使特達—この四字は用例を見ない。『四庫全書』本は「使」を「敏」に作る。何らかの誤字を含むだろう。

●(帖)〔帖〕經口試—唐代の

明経科で行われた、経書の暗記に係わる試験。「帖経」は、经文の一部を隠してそれを答えさせるもの。「口試」は、「口義」ともいい、経書にかかわる口頭試験であるが、その詳細は不明。 ●童子答黙義—「童子」は「童子科」の意。「黙義」は「墨義」。唐宋期に行われた經典の暗記を試す筆記試験。童子科に墨義が課されたかどうかは不明だが、たとえば『新唐書』卷44・選舉志上には「凡そ童子科は、十歳以下の能く一經及び孝經・論語に通じ、卷に文十を誦し、通ずれば官を予け、七に通ずれば出身を予く」とある。 ●唐人有進士百一二明経十二三之謡—『通典』卷15・選舉3・歴代制下に「其進士、大抵千人得第者百一二、明経倍之、得第者十一二」とあるのに基づく。 ●宋人亦云焚香礼進士徹幕待經生—宋・沈括『夢溪筆談』卷1、『朱子語類』卷128などに歐陽修の詩として引かれるもの。但し、今伝の歐陽修の文集にはこの句を見ない。「徹幕」とは、明経科の受験生を迎える際、進士科試験の時に設けられていた帳幕や敷物を撤(徹)収したことをいう。 ●王安石所以創経義而革明経之輕且泛—神宗熙寧四年(1071)王安石の進言によって、明経科等諸科が廃止され、経義進士科が創置されたことを指す。『宋史』卷155・選舉志1・科目上参照。 ●亡金挙法……明有結罪条理—「十惡」は、『元典章』卷41・刑部3・諸惡、『吏学指南』十惡、『元史』卷102・刑法志1・十惡の条等に見え、「不孝」「不睦」「謀反」「(謀)大逆」「謀叛」「惡逆」「不義」「内乱」「不道」「大不敬」を指す。また、「倡優」の應挙については、『金史』卷51・選舉志1・進士諸科の条に「先に嘗て勅するに、楽人進士に挙ぐるを得ざるも、奴の免ぜられて良と為る者は則ち之を許す。尚書省奏すらく『旧と工楽と称するは、配隸の色及び倡優の家を謂う。(後略)』と。詔して遂に制を定め、『放良人 諸科挙に応ずるを得ず、その子孫なれば則ち之を許す』と」とある。この他、『金史』卷54・選舉志4・挙薦の条には「(大定)三年(1163)制を定め、(中略)若し声跡 穢濫なれば、挙ぐる所の官も約量して降罰す」、「明昌元年(1190)制するに、如し挙ぐる所碌碌として人跡を過ぐる者無ければ、元との挙官も例に依りて治罪す」といった記述もある。「結罪」は、爾後事件を起こさないことを誓約して結審す

ることをいい、役所が作成する文書を「結罪文状」、当事者が作成する文書を「執結文状」といった。ここでは「条理」という表現が用いられている以上、例えば泰和律のごとき、明文化され条立てになった規定のようなものを想定すべきであろう。この一段には「十悪」「倡優」「好盜」が列挙されるが、実質的には、主に「吏」を指して言っているように思われる。 ●儻拳而行加其詳密

可也—その具体的施策として、王暉は「議保拳」(『秋澗集』巻90「便民三十五事」)で以下のように述べる。「素より声跡有りて、資品 實に至る者を將て三品官をして入状して拳保せしめ、短長の材を量りて小大の任を授くるに若くは莫し。然る後 臧否を明察し、殿最を精覈して、人を得たる者に進賢の賞を行い、拳ぐるを謬る者は不当の罰に坐せしむれば、拳官 自然と精詳なりて、保を受くる者 惟だ累有るを恐れん。此くの如くなれば則ち官は其の人を得、庶事 修拳せん。昔、周の世宗 除目をして、仍お拳ぐる者の姓名を署せしめ、若し貪穢敗官あらば、並に連坐に当たらしむ。亡金正大の間、亦た此の法を行い、当時 号して人を得たりと称す」。 ●(桴)〔將〕終身陸沈—『四庫全書』本に従って校訂した。

●昔唐楊国忠子楊暄……然亦不敢落也—『資治通鑑』巻216・唐紀32・天宝十二載(753)十月の条に「(楊)国忠子暄拳明經、学業荒陋、不及格。礼部侍郎達奚珣畏国忠權勢、遣其子昭応尉撫先白之。撫伺国忠入朝上馬、趨至馬下、国忠意其子必中選、有喜色。撫曰『大人白相公、郎君所試、不中程式、然亦未敢落也』。国忠怒曰『我子何患不富貴、乃令鼠輩相壳』。策馬不顧而去。撫惶遽、書白其父曰『彼恃挾貴勢、令人慘嗟、安可復与論曲直』。遂置暄上第」とあるのによる。楊国忠は当時、右相兼文部尚書であった。なお、この事はほかに唐・鄭処誨『明皇雜錄』巻上、『新唐書』巻206・楊国忠伝などにも見えるが、引用の文言からして王暉が意識するのは明らかに『資治通鑑』である。 ●又楊汝士与錢徽掌貢拳……貶錢徽宗閔汝士—『資治通鑑』巻241・唐紀57・長慶元年(821)三月の条に「右補闕楊汝士与礼部侍郎錢徽掌貢拳、西川節度使段文昌・翰林学士李紳各以書属所善進士於徽。及榜出、文昌・紳所属皆不預。及第者、鄭朗、覃之弟。裴諤、度之子。蘇巢、(李)宗閔之婿。

楊殷士，汝士之弟也。文昌言於上曰「今歲禮部殊不公，所取進士皆子弟無藝，以關節得之」。上以問諸學士，(李)德裕・(元)稹・紳皆曰「誠如文昌言」。上乃命中書舍人王起等覆試。夏四月丁丑，詔黜朗等十人，貶徽江州刺史，宗閔劍州刺史，汝士開江令」とあるのによる。裴度は当時，門下侍郎同平章事。なお，この事は『新唐書』卷177・錢徽伝にも見える。 ●上命一この「上」に対する空格は，本来不要である。 ●擬科目之先後人材之速得已經具呈一先後は不明であるが，前に挙げた「請舉行科舉事狀」(『烏臺筆補』5,87-4)，「論科舉事宜狀」(89-16)，「議保舉」(『秋澗集』卷90「便民三十五事」)などがこれにあたる可能性がある。

86 — 11 建国号事状

(「聖朝」で改行平出，「闕下」で空格)

伏見，自古有天下之君，莫不首建国号，以明肇基之始。方今，元雖紀，而号未立，蓋未有舉行之者，是大闕然。欽惟，聖朝統接三五，以堂堂數万里之区宇，垂六十年。大号未建，何以威仰万方，昭示後世。愚以謂，国之称□，宜下公卿・大臣・及五品以上官，集議 闕下，則天下幸甚。

【訳】 国号を建てることについての意見書

わたくしが思うに，天下を領有する君主は，昔からみな，国号を建てて国家建設のいしずえを明らかにしてきた。いま，元号によって年は記述されているが，国号がまだ建てられず，両者あわせて実施するということがないのはきわめて不十分だといえる。謹んで考えるに，聖なる我が王朝は三皇五帝の正統を受け継ぎ，数万里の堂々たる国土を領有すること六十年に至る。大いなる国号がまだ建てられていないのでは，その威厳をどうやって世界に知らしめ後世に示すというのか。わたくしが思うに，国家の称号については，諸侯・重臣・五品以上の官に命を下し，御前で議論すれば，天下の幸いである。

【註】 ●国号—クビライが「大元」という国号を建てたのは至元八年(1271)十一月のことであり、その時の詔は『元史』巻7・世祖本紀4・至元八年十一月乙亥の条、ならびに『元典章』巻1・詔令1に記述される。したがって、本案件は至元八年十一月までに書かれたことになる。なお、『元典章』によれば、クビライは1260年四月に「皇帝登宝位詔」を出し、同年五月に「中統建元」、1264年八月に「建国都詔」、同年同月に「至元改元」、1269年二月に「行蒙古字」の詔を出した後に、1271年十一月に「建国号詔」、1273年三月に「立后建儲詔」、1274年六月に「与師征南詔」を出している。モンゴル政権が中華王朝としての体裁を整えていく過程は、ある意味で南宋攻撃を準備する過程でもある。

●統接三五—「統接」は「系統接緒」の省文。「系」「接」ともに継承する、の意。「三五」とは「三皇五帝」をいうものであろう。『秋澗集』巻35「上世祖皇帝論政事書」は、クビライの治世を論じて「千歳の統を接け、三五已来、未だ斯くの若きの盛有らず」という。 ●称□—『四庫全書』本は「称」を「号」に作る。空格は「号」の脱字と考えるべきであろう。『元代史料叢刊』本がすでに補う。

●公卿大臣—「公卿」は元来「三公九卿」の簡稱であり、広く高官をいう。ただ、ここは「五品以上官」と並列されているので、「公卿大臣」を王族・功臣等の諸投下を指すものと考えた。

86 — 12 弾西夏中興路按察使高智耀不当状

(「朝廷」で空格)

切惟、按察司所行、輕則彈劾奸邪、重則抑按暴乱、為使者務要剛明知体、臨事有為。故風彩所加、百城震肅。今体察得、西夏中興路提刑按察兼勸農使高智耀、資性罷軟、不聞有為、事仏敬僧、迺其所樂、迹其心行、一有髮僧耳。既乏風憲之材、難處搏擊之任。兼河西土俗、太半僧(祇)[祇]、初聞智耀来官、已為望風輕易。故理任已来、所行淹阻、略不見憚。欲望宣明教化、問民疾苦、鎮靜一道難矣哉。如近者習良和尚等事、(比)[此]其驗也。

合無別選材能以代厥職。不然，雖復別有区処，既非其人，恐終不能震疊，不惟虧損 朝廷威重，使五郡冤抑之民，一經赴訴，彼強暴者加怨前時，而平民輒罹殃咎，其或使之強為，因而別生事端，尤為未便。參詳，至此，招人而代，似不宜緩。擬此合行糾呈。

【訳】 西夏中興路按察使の高智耀が適任でないことを弾劾する意見書

按察司の仕事は，軽ければ不正を弾劾し，重ければ暴動・反乱を抑える。按察使たるもの，剛直で洞察力を有し，決断力がなければならない。でなければ，当地を訪れるだけで百城が震撼するという事はないのである。

実地に調べたところ，西夏中興路提刑按察兼勸農使の高智耀は，生まれつき軟弱無力で，役に立ったためしが無い。仏につかえ僧侶を敬うのがその楽しみであり，その正体はただ髪のある僧侶である。按察使としての能力がない以上，権要のものを叩くことなど望むべくもない。まして，河西(旧西夏領)はほとんどが仏教徒で，高智耀が就任することを耳にするや否や已に彼を侮って，着任以来，邪魔だてばかりで全く相手にしていないのである。お上の教化を広め，民の苦しみを除き，河西全体を肅正するなど，できるはずがないし，最近の習良和尚の事件などはそのよい証しであろう。

有能な人材を選んで，ポストを交代させてしまうのがよからう。そうしなければ，たとえ別の処理をしたとしても，高智耀には任が重すぎる以上，彼が河西を肅正することはないのであり，ご公家のご威光に傷がつくばかりか，無実の人々が訴え出ても，例の権力を持った暴徒たちに以前の事を蒸し返されて民がますます災いを被る，ということになってしまう。もし高智耀を無理に留任させるならば，別の問題さえも派生させかねず，やはりよろしくない。思うに，人を選んで代えるのであれば，早いに越したことはない。

これについては，弾劾書をおくるべきである。

【註】 ●西夏中興路按察使高智耀—本案件については、杉山正明「西夏人儒者高智耀の実像」(『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、2004、pp. 490-507) 参照。また、西夏中興路については85-4の「中興路」の註参照。本案件が弾劾する高智耀は、『元史』巻125・高智耀伝、『南村輟耕録』巻2・高学士の条、『廟学典礼』巻1・「秀才免差発」等の記述によって、モンゴル政権による儒者の庇護に道を開いた人物として知られるが、杉山正明「西夏人儒者高智耀の実像」がすでに指摘するように、本案件が述べる高智耀像の方が恐らくは彼の実態により近いと思われる。モンゴル時代の西夏中興路を知る史資料が少ない中で、本案件のもつ意味はきわめて大きい。高智耀は、『元史』や『廟学典礼』の記述によれば、祖父は西夏の大都督府尹(靈州の長官)、父は中書右丞相、彼自身もまた西夏の蕃科に及第し僉判となった。西夏の顯族の出で、西夏滅亡後はオゴデイ、モンケ、クビライ、帝師パクバ、旧西夏領に分封されたコデン王家と接触をもったという。また、『元史』巻7・世祖本紀4・至元七年(1270)閏十一月癸未の条には「西夏提刑按察司・管民官に詔諭して、僧徒の民田を冒擄するを禁ぜしむ」とあって、ここにいう「西夏提刑按察司」は明らかに高智耀を指す。高智耀は西夏遺民として河西の地に恐らく留まったのであり、彼に与えられた提刑按察使という官職も、西夏の顯族であることを証す便宜的な肩書きだったかもしれない。いずれにしても、『元史』本紀・至元七年の記述によって、王暉の本案件は至元七年十一月前後に書かれたことを推測させる。なお、『元史』巻86・百官志2・肅政廉訪司の条によれば、提刑按察使は至元六年から勸農使を兼ねたという。 ●風彩—85-5の「風彩」の註参照。 ●体察得—この表現を文字通りに考えるならば、王暉は実際に西夏中興路を訪れたことになるであろう。 ●罷軟—85-1の「材望素重／……／罷軟」の註参照。 ●習良和尚—未詳。僧といわず何故「和尚」というのか、また「習良」が人名だとすれば、人名にはあまり用いられない「習」の字がなぜ使われるのか、よくわからない。 ●五郡—前漢の武帝時代に河西回廊に置かれた四つの郡と、昭帝時代に青海地方に置いた金城郡を「河西五郡」という。『資治通鑑』

卷 114・晋紀 36・安帝義熙二年(406)の条に「威(南涼の胡威)興(後秦の文桓帝)に見え、流涕して言いて曰く『(中略)昔、漢武天下の資力を傾けて、河西を開拓し、以て匈奴の右臂を断つ。今陛下故無くして五郡の地の忠良なる華族を棄て、以て暴虜に資せんとす(後略)』と」とあり、胡三省は「此の五郡、漢の開く所の武威・張掖・敦煌・酒泉・金城を謂う」と註を付している。ここでは「河西」と同じく、中興路(漢代には北地郡に属す)を含めた旧西夏領を指すであろう。 ●冤抑之民／強暴者／加怨前時—「冤抑之民」「強暴者」「加怨前時」が具体的には誰のどんな事件を指しているのかは不明。ただし、本案件は、按察司の「弾劾奸邪」の面より「抑按暴乱」の面を文頭から強調し、河西の「土俗」が仏教であることを繰り返し展開する。そうした面から考えるならば、ここにいう「強暴者」とは、「暴乱」を起こしかねない仏僧、すなわち投下・王族と関係したチベット僧などを想定すべきだと思われる。 ●因而別生事端—「因而」は 85-4 の註参照。

86 — 13 論立陸親府事状

(「国家」で改行平出、「尊王」で空格)

書云平章百姓以親九族，此帝堯致治之先務也。今

国家，聖子神孫，碩大蕃衍，維城維藩，固若盤石，宜請立陸親府，選懿親中 尊王之賢重者一人，判大宗正事，使之敦睦宗屬，奉承王命，庶幾於變時雍，民德歸厚矣。

【訳】 陸親府を立てることについて論じる意見書

『尚書』にいう「百官をやわらげ輝かしめて、九族を親しませる」とは、堯帝が太平の治世をもたらして真っ先に行ったことである。今ご公家は、聖なるお血筋が栄え、それぞれの御子孫が城となり屏となって磐石を誇っているのだから、陸親府を立て、親族の中から尊王お一人を選び、大宗正事に任じて親族の

和睦をはかり帝のご命令を奉ぜしめたなら、人々も感化を受けて和らぎ、民心は豊かとなろう。

【註】 ●陸親府—いわゆる「大宗正府」。元朝において「陸親府」という名の機関が設立された形跡はなく、王恽の念頭にあったのは金朝のそれ。『金史』巻55・百官志1・大宗正府の条に「大宗正府。泰和六年(1206)、睿宗の諱を避け、改めて大陸親府と為す。判大宗正事一員、従一品、皇族中の属親なる者を以て充て、宗属を敦睦糾率して王命を欽奉するを掌る。泰和六年、改めて判大陸親事と為す」とあり、また、『国朝文類』巻69・李伯淵奇節伝の記述(「癸巳(1233年)正月、京城は守られず、同判陸親府・烏古孫李吉 死す」)によって大陸親府が金朝の滅亡期まで存続していたことが確認できる。一方、元朝では、至元五年(1268)に御史臺を設立した際、クビライが法令の整備を求めたのに対し、張徳輝が「先ず宗正府を建てて皇族の肅正をはかるべきだ」と建言したといい(『国朝名臣事略』巻10)、王恽の本案件も恐らくは張徳輝のそれを受けて上申されたものと思われるが、『元史』巻87・百官志3によれば、宗正府はジャルグチ(断事官)に起源し、「諸王・駙馬・投下・蒙古・色目人等の犯すべき一切の公事」を掌ったともいい、このジャルグチ起源の宗正府と金朝起源の宗正府は、あるいは別の機関として意識されていたかもしれない。『元史』巻205・奸臣・阿合馬伝、ならびに同巻11・世祖本紀8によれば、至元十七年六月にアフマドが宗正府を立てようクビライに奏請した際、クビライは「この事、豈に卿の輩の宜しく言うべき所ならんや。乃ち朕の事なり。然れども、宗正の名、朕は未だこれを知らざるなり。汝の言やや是なり。それ之を思わん」と述べたというからである。王恽の本案件は、「尊王之賢重者一人」という点からするならば、ジャルグチの長にクビライの息子等を選び、断事官の職掌をより整備強化すべきことを述べると思われるが、彼の意図がモンゴル政権中枢部に伝わったか否かは疑問といわざるを得ない。 ●平章百姓以親九族—『尚書』堯典に「克明俊徳以親九族、九族既睦平章百姓」とあるのをふまえる。「九族」は、尊族では高祖から卑

族では玄孫まで、自分を含めて九世代の親族をいう。 ●国家—『四部叢刊』本、『元人文集珍本叢刊』本ともに行頭にこの語が記されるので、改行平出なのかどうか判然としない。が、ここは当然改行平出と理解すべきであろう。

●維城維藩—『詩經』大雅・生民之什・板にある言葉。 ●尊王之賢重者一人—「尊王」は、「王を尊ぶ」の意ではなく、王の敬称。例外的な用語であろう。王暉がここで「一人」というのは、たとえばクビライの息子の中からひとりを選んでイケケ＝ジャルグチに充てることを考えているからであろう。 ●判大宗正事—金制では従一品。前註参照。 ●於變時雍—『尚書』堯典の、前掲「克明俊德以親九族，九族既睦平章百姓」に続くことば。 ●民德歸厚—『論語』学而のことば。

86 — 14 論屯田五利事状

(「朝廷」で改行平出)

南北之勢，我可以取彼，此必然理也。然饋餉輻輸，古無良法，正有屯田待以歲月為古今上策耳。

朝廷往年已曾施行，不数年積穀幾至百万。若行至于今，其利有不勝計者。蓋兵足食，民無輻輸之勞，辺有備，官無和糶之弊。兼自古議征不庭，莫不留兵在田而後収必勝之道。今者，宋人出沒不時，止恃山林阻隘，雖云深入，如涉虛境。今者，如復令辺民分地雜耕，上自鈞・化，下至蔡・息，不数年剪去荒蕪，蕩為耕野。一利也。民則什什伍伍相望，三時種(藝)[芸]，甲兵在傍，彼欲内寇，野戰實非所長，復欲伺便，鼠窃又無潜伏出入之便。而復嚴烽燧，謹斥候，少有警急，我則収合餘力，扼守要害。而似前日之寇盜不可得矣。彼縱來寇，如獸処平野，獵者蹙而殺之獲之，無不利矣。二利也。至於我軍征進，適當農隙丁力有餘者，許隨大軍入討，所獲悉付本人，是民因私利勇於公闘。三利也。又令向裏一切蒙古奧魯亦編間民屯，使之雜耕，不惟調習水土，可使久居，且免每歲疲於奔命之役。四利也。不数年，

根勢深固，使奧魯軍人倒當南下，近則雜兩淮之間，遠則抵大江之北，所謂長江之險我與共之矣。五利也。合無將河南旧有屯田戶計，及一切沿邊之民，尽折絲銀，使之輸穀。其屯事，於山川出沒要害去處，首為耕墾，官給牛畜，自辦農具，其条法，且一依經略司元行，然後選近侍為大司農官，及內設屯田郎中・員外，專領其事，使通其奏請，趣其應副，歲時令按察司或督軍御史按行屯所，察其成否，而賞罰之，不數年，田事可成，坐收必勝之道矣。

【訳】 屯田策の五つの利点を論じる意見書

南北の趨勢として、我が方が宋を接收するのは必然の道理であるが、軍糧の輸送には古より良法がなく、ただ屯田して時を待つことだけが古今最良の策なのである。ご公家は過去にも屯田策を実施し、数年の間に百万もの穀物を蓄えた。もしも屯田を現在まで実施していたなら、その利益は計り知れないものがあっただろう。兵には食糧が十分あり民には輸送の労役がなく、前線には備蓄があり官には和糶の弊害がない。くわえて、古より従わぬものを討たんと図る場合、兵を農地に置いて必勝の道を手にするのが常であった。

そもそも、宋の輩がしばしば出沒するのは、ただ山林の險しさをあてにしているのみであり、深く侵入するとはいえ、人気のないところに侵入するだけである。いま前線の人々を集めて耕作させれば、北は鈞州から南は蔡州・息州まで、数年のうちに荒地は一掃されて耕作地となるであろう。これが屯田の第一の利点である。

民が集落を作り互いに望むようにして春・夏・秋と耕作し、兵がその側にいれば、南宋側が侵入しようとしても野外での戦いは実は不得手であるし、間隙を狙ったとしてもこそどろでさえ出入りする隙はない。さらに昼夜の烽火や斥候をゆるがせにせず、わずかでも火急の事態があれば要衝の地を守る。そうすれば以前のような群盗も侵入できない。たとえ侵入したとしても、野にいる獣に獵師が迫って撃ち取るようなもので、不利となる点がない。これが第二の利点である。

当方が進軍する際は、農閑期で壮丁に余力がある時とし、お上の軍に随い、手に入れたものはすべてその当人に与えることを許す、そうすれば自身の利益のために公の戦いで発奮するであろう。これが第三の利点である。

またさらに、こちら側のさまざまなモンゴル人アウルク(奥魯)も民屯に組み入れ、一緒に耕作させれば、その地の風土にも慣れて、ながく駐留することが可能になるだけでなく、毎年、君命に奔走して疲弊することもなくなるであろう。これが第四の利点である。

数年ならずして根本が深く定まってから、アウルク(奥魯)軍人に陣営を移動して南下させ、近ければ淮東・淮西のあたり、遠ければ長江北岸あたりまで到達させれば、いわゆる「要害の地たる長江と命運をとにもする」ことになる。これが第五の利点である。

河南に昔おいた屯田戸や、前線のさまざまな民については、税としての絲料・包銀を換算して、穀物で現物納入させるのがよいだろう。屯田の中身については、山や川がいりくんだ要衝の地を選んでとにかく耕地を拓かせ、牛などの家畜はお上が与え、農具は自分で用意させる。こまかい決まりについては、以前に経略司が下したものにしばらくは依拠させ、その後、お上の近侍の者から大司農官を任命し、配下に屯田郎中や員外を設けて専ら屯田のことを掌らせる。民意を上達せしめ、お上からの下されものが行きわたるようにして、年ごとに按察司か督軍御史に屯所を調査に行かせ、その成否を明らかにして賞罰を決定する。そうすればわずかな時間で屯田は成功し、いながらにして必勝の道を取めることになろう。

【註】 ●屯田五利—ここにいう「屯田」は、河南の「鈞」「蔡」「息」、すなわち開封から鄂州に向かうルート上に設けるべきものをいい、本案件における王恂の論点は、「令向裏一切蒙古奥魯亦編間民屯、使之雜耕」という表現に見られるように、南宋攻略には奥魯よりも屯田の方が有利である、という点にあると思われる。関連史料としては84-6「論河南行省屯田子粒不實分収与民事状」及

び 84-7「論河南分作四路事状」とがあり、ともに河南の屯田について論じるが、巻 84 の二案件が襄陽攻略を意図して展開されるのに対し、本案件はそれより東部の地域を対象とする。これら三案件とも時を同じくして書かれたと思われるが、同じ河南でも対象とする地域は微妙に異なる。 ●朝廷往年已曾施行……幾至百万—『元史』巻 4・世祖本紀 1・歳壬子の条、『元史』巻 146・楊惟中伝等によれば、クビライは、壬子年(1252)に河南の唐・鄧・申・裕等処に屯田を置いたといい、ここにいう「朝廷往年已曾施行」はおそらく壬子年のそれをいう。壬子年のこの屯田については関連史料がほとんどないが、ただ、本案件の後文に「積穀幾至百万」という点からすれば、それなりの成果があったものと思われる。なお、84-6「論河南行省屯田子粒不実分収与民事状」には、至元六年(1269)ごろの状況として「去歳屯田子粒一百万石」という表現が見られるが、この「一百万石」と本案件の「百万」という数字は、あるいは壬子年の実績をもとに算定された数字かもしれない。 ●上自鈞化下至蔡息—「鈞」「蔡」「息」は、鈞州・蔡州・息州。「化」は不明。待考。いずれにしても開封から南下して鄂州へむかうルート沿いのどこかであろう。 ●野戦—「野戦」の「野」は、「城」の対語。『秋澗集』巻 14「過楚脚子冠軍宋義墓并序」には「攻城・野戦」の語が見られる。「野戦」はゲリラ戦ではない。 ●適当—「適」は「恰」の意。 ●向裏—「向」は「在」。「向裏」で「内」「裏面」の意。 ●蒙古奥魯亦編間民屯—「蒙古奥魯」は、漢人軍戸からなる「漢軍奥魯」に対し、「蒙古」からなる奥魯(「奥魯」については 85-1 の「奥魯諸軍」の註参照)をいう(岩村忍「元朝奥魯考」『北亞細亞学報』1, 1942, pp. 75-101; 村上正二「元朝兵制史上における奥魯の制度」『モンゴル帝国史研究』風間書房, 1993, pp. 97-138 参照)。後文にいう「調習水土」「奔命之役」は、「蒙古奥魯」がまさしく「蒙古」であったことを意味するであろう。また「編間民屯」は、「軍屯」といわず「民屯」という語が用いられる点に注意を要するであろう。河南の前線には、「民屯」としか表現できない種類の人々が存在したのである。 ●奔命—ここにいう「奔命」は『春秋左氏伝』にいう、君命に奔走する、の意。 ●倒営—未詳。「倒」は、移動する、とい

たほどの意であろう。 ●長江之險我與共之一『三国志』卷 54・吳書 9・周瑜伝、『資治通鑑』卷 65・漢紀 57・建安十三年(208)の条に見える。 ●河南旧有屯田戸計—ここにいう「河南旧有屯田戸計」は、壬子年(1252)に置かれた屯田戸をいうのではあるまいか。前註参照。 ●尽折絲銀使之輸穀—「絲銀」は、「絲料」と「包銀」。『元史』卷 93・食貨志 1・科差の条参照。「折」は、換算する、の意。王恽はここで、「科差」である「絲銀」を穀物に換算して運ぶべきことを述べる(84-6「論河南行省屯田子粒不實分取與民事狀」の「河南行省屯田」の註に引いた『元史』卷 7・世祖本紀 4・至元八年正月の条にも、「其れ南京・南陽・帰徳等の民賦は、今より悉く折して米糧を輸さしめ(後略)」とある)。 ●其条法且一依経略司元行—「元行」は、もともとおくられた・まわされた、の意。ここにいう「条法」が、屯田に関するどのような性質のものかは不明だが、「経略司元行」というのだから、壬子年に河南経略司が出したものであろう。 ●選近侍為大司農官—86-12の「西夏中興路按察使高智耀」の註で述べたように、至元六年より提刑按察司は大勸農使を兼ねた。ここでいう「大司農官」は「勸農使」の謂であらう。 ●屯田郎中員外—元の典籍史料にはみえないが、要は屯田に関わる「郎中」「員外郎」レベルの位階官、の意であらう。 ●応副—「応副」は「応付」。『吏学指南』徴斂差發・応副の条に「料度して支与するを謂うなり」という。 ●令按察司或督軍御史按行屯所—「督軍御史」については、『烏臺筆補』1・御史臺典故條例に『晋書』職官志を引き「光武建武の初、四方を征伐するに、始めて督軍御史を権置す」という。屯田は兵制に関わり、御史臺の管轄ではないので、「按察司」に併記して「督軍御史」というのである。

86 — 15 論百官集議事狀

(「朝廷」「闕下」で改行平出)

朝廷大事、有疑似未決者、当下百官集議。漢故事、置大夫專掌議論、自兩府大臣博士已下、皆得預議、以伸己見、不嫌以卑抗尊。既尽其衆之所欲

言、然後附以人主之独断。此漢集議，有公天下之意也。方今品式未完，法制未定。事有可行而疑似者，宜遵漢故事，五品以上官集議闕下，各具所見以聞。

【訳】 お歴々が議論することについての意見書

ご公家にとっての重要事項であるのに、曖昧なままで決着がついていないものについては、お歴々に示し、みなで議論させるべきである。漢代の先例をみると、大夫を置いて問答を取りしきらせ、丞相・御史といった両府の大臣から五経博士までが、みな議論に参加して、自分の見解を披露することができたということだが、これは下位のものが高位のものに反論することを拒まなかったためである。そして各人の主張が十分に出つくしたら、それを皇帝一人の判断に委ねるのである。これが漢代の集議であり、国柄を皇帝が私しないとの意図なのである。いま本朝は位階・儀礼がそろっておらず、法制も定まっていない。実施すべきだと思われながら是非がはっきりしないものについては、漢代の先例にならい、五品以上の官員がカアンのもとに参集して議論し、それぞれが思うところを出し合って上奏すべきである。

【註】 ●集議—84—8の註参照。 ●漢故事……天下之意也—この一文は他所からの引用であり、字句まで一致するより詳しい文章が『玉堂嘉話』巻6（『秋澗集』巻98）にも見られる。『玉堂嘉話』と表現・内容ともに重複する文章には『鶴山先生大全文集』巻93「策問一道」、『玉海』巻126・官制・漢官拾遺・漢議郎の条、南宋・章如愚『群書考索』後集巻22・官門・漢官・漢官無文武之分の条などがあるが、『玉海』が『統志』という書名をあげて「不嫌以卑抗尊」などの文章を引くところからすると、これら一連の記述は『統志』なる書物より出るものかもしれない。『玉堂嘉話』や本案件が南宋起源の書物をひき写すのはきわめて興味深い。 ●置大夫專掌議論—『漢書』巻19上・百官公卿表上に「郎中令は秦の官にして、宮殿掖門戸を掌り、丞有り。武帝太初元年(前104)名を光

禄勲に更む。属官に大夫・郎・調者有り、皆な秦の官なり。又た期門・羽林は皆な焉れに属す。大夫は論議を掌り、太中大夫・中大夫・諫大夫有りて、皆な員無く、多くは数十人に至る」とある。 ●自両府大臣博士已下—『玉堂嘉話』は「自両府大臣已下至博士議郎」に作る。この意味で訳出した。あるいは、原文はこれと同意のつもりでこう書かれているのかもしれない。「両府」は、丞相府・御史府、「大臣」は『鶴山先生大全文集』「策問一道」のいう「列侯・宗室・大臣」の「大臣」。 ●五品以上官—王惲がここで「五品」というのは、朝会の際に文武百官の列に加わることができるのが五品以上であったからである。本案件は、官品を有した者たちの間で議論が行われるべきことを論じていると思われ、その意味で、主にケシクのメンバーを想定した百官の規律の問題を論じる85-9、カンへの上奏に規定を設けるべきことを論じた85-18の案件と関連する。

86 — 16 論宰相兼判両部事状

（「朝廷」で改行平出）

今者、吏刑二部、官備吏具、專一分治、是朝廷委任、既專且重。切見、比年以来、選法不定、刑名無章、黜陟遠近、多徇私情、輕重死生、致傷和氣。宜考定新制、使宰相兼判両部、以責成效。

【訳】 宰相が吏部・刑部を統括すべきことを論じる意見書

吏部と刑部に官と吏が配置され、独立して別々に運営されているのは、この両部に対するご公家の期待と信任が篤く重いからである。ここ数年来、吏部には官吏登用の定法がなく、刑部には基準となる法文がない。官吏の昇進・降格の判断は情実にしたがい、罪の軽重を勝手に行ってお上の教化を損なっている。官吏登用の決まりや法文を新たに定め、参知政事以上の宰相に吏部と刑部の統括を兼任させて、両部の成績について責任を負わせるべきである。

【註】 ●宰相兼判兩部—ここにいう「宰相」とは、『元史』卷112・宰相年表が掲げる七職、すなわち、參知政事以上の中書令、右丞相、左丞相、平章政事、右丞、左丞、參知政事を指す。また、「兼判」の「判」は、「判花」「判押」等の熟語があるように、案牘にサインして花押を書き、案件・文書についての責めを負うこと。本案件は「吏刑二部」といい、王恂がこの文書を書いた当時、六部がまさしく六部に分割されていたことを思わせる。とすれば、本案件は、六部が尚書六部に分割されていた至元八年(1271)頃に書かれたものではあるまいか(『元史』卷7・世祖本紀4・至元九年正月甲子の条は「六部を省きて四と為し、中書と改称す」という。尚書六部は至元九年正月に中書四部に変更されたのである)。また、『元史』卷85・百官志1の記述によれば、吏・戸・礼・兵・刑・工のいわゆる六部にはそれぞれ三員の尚書が置かれていたが、宋・孫逢吉『職官分紀』卷49・致仕の条に「唐制、宰相は尚書を兼ねず。左右の丞轄、省中に留まりて事を領す」というように、參知政事以上のいわゆる「宰相」は六部を「兼判」しないのが通例であった。なお、86-34「拳関仲修事状」も吏部と刑部の問題を併せて論じ、本案件と時を同じくして上申されたことを推測させる。

86 — 17 論立群牧所事状

(「国朝」で空格)

伏見、古者將帥以大司馬爲官、蓋兵以馬爲本。今冀土雖馬之所出、然 国朝馬政、未遑修拳、輿臺・皂隸、皆得乘騎、駕車拽碾、無不驅用、一歲之中、消耗不少。往年雖有禁令、旋復寬弛、甚非強兵之道也。宜養之有素、立群牧官、略取唐制、以定牧產之法、再嚴先禁、用壯兵威。

【訳】 群牧所を設立することを論じる意見書

かつて將軍を官名で大司馬と呼んだのは、軍事は馬にこそ根幹があると考えたからであろう。「冀の北土」と呼ばれる所謂「燕雲十六州」は馬の産地である

が、ご公家には馬政を定める暇が無く、自隸といった卑人連中までが馬に乗り、車を引かせ臼をひかせて馬を酷使するため、年間の馬の疲労死はきわめて多い。以前の禁令はもちろんあるが、しだいに緩んでいっては、兵を強くする道に甚だもとるものであろう。馬の飼育には平時の積み重ねが大切である。群牧官を設けて制度は唐にならない、そのことによって先ず牧産の制度を確立する、その後以前禁令を厳密に施行して兵力を増強するのである。

【註】 ●論立群牧所事状—馬政にかかわる王憚の意見書としては、本案件のほかに85—11「為春寒馬牛損傷課程帶納馬疋事状」や「馬政事状」(『秋澗集』卷91「事状」)等があり、85—11は軍馬の不足を、「馬政事状」は、至元十三年(1276)以降のことではあるが「塞垣水草宜牧の地(長城線付近の牧草地)」に群牧所を「分立」すべきことを進言する。クビライ時代の「群牧所」は、『元史』に限っても、中統元年(1260)(卷4・世祖本紀1・中統元年十二月乙巳の条)・中統四年(卷100・兵志3・馬政の条)・至元九年(卷7・世祖本紀4・至元九年八月戊子の条)と、その設立について複数の矛盾する記述があるが、これは要するに、複数の群牧所が各地に年を異にして立てられたからであろう。本案件は、85—11と同様の軍馬の不足を背景に、「冀土」に群牧所を設立すべきことを論じると思われる。なお、ここに言う「冀土」は、「馬政事状」が述べる「塞垣水草宜牧の地」、すなわち、長城線付近の牧草地を指す。また「群牧所」という名称は、金のそれに倣ったものであり、金のそれは遼のそれに倣ったもの(『金史』卷44・兵志・禁軍の条)。また、『元史』卷8・世祖本紀5・至元十二年四月丙寅の条の記述によれば、「群牧所」は至元十二年四月に「尚牧監」と名を改めたようである。本案件は、『元史』卷7・世祖本紀4が「群牧所」の設立を記述する至元九年前後に書かれたのではあるまいか。 ●将帥以大司馬為官—漢の制度をいう。『漢書』卷19上・百官公卿表上に、「元狩四年(前120)初めて大司馬を置き、以て將軍の号に冠す、宣帝地節三年(前67)大司馬を置くに、將軍に冠せず、亦た印綬・官属無し。成帝綏和元年(前8)初めて大司馬に金印紫綬を賜い、官属

を置き、禄は丞相に比し、將軍を去る。哀帝建平二年(前5)復た大司馬の印綬・官属を去り、將軍に冠すること故の如し。元寿二年(前1)復た大司馬の印綬を賜い、官属を置き、將軍を去り、位は司徒の上在り」とある。『資治通鑑』卷19・漢紀11・武帝元狩四年には「乃ち益して大司馬の位を置き、大將軍・票騎將軍は皆な大司馬と爲し、令を定め、票騎將軍の秩禄をして大將軍と等しからしむ」とみえる。 ●冀土雖馬之所出—『左伝』昭公四年の条にい

う「冀之北土、馬之所生」をふまえる表現。「冀之北土」については杜預以下多くが「燕代」「幽燕」「燕薊」と註を付す。「燕代」「幽燕」「燕薊」は、「燕」「幽」「薊」「代」の地名を別々に組み合わせたものだが、いずれも所謂「燕雲十六州」を指す言葉。 ●輿臺自隸—ここに言う「輿臺」「自隸」は、多くは色目人であつたり、カアンや諸投下に所屬する人たちであつたろう。85-23の「工商自隸」の註参照。

●駕車拽碾—同様のことは、85-11にもみえる。 ●禁令—ここで言う「禁令」は、先に述べる「輿臺・自隸、皆得乘騎、駕車拽碾」という現状に係るものであろう。『大元馬政記』馬政雜例にみえる、至元二年(1265)六月の聖旨には、「(前略)今擬すらくは、黄河以南は潼関自り以東、鞏県に直至する地面内において、百姓・僧道・秀才・也里可温・答失蛮・畏吾兒・回回・女直・契丹・河西・蛮子・高麗、及び諸色人匠・打捕・商賈・娼優・店戸・応扈の官中に身役無きの人等は、並びに馬正に騎坐するを得ず、及び是れ何(いず)れの人等を以てせず、亦た馬を用て車を拽き碾を拽き地を耕せしむるを得ず。(後略)」とある。なお、これの節略は『国朝文類』卷41・經世大典序録・馬政の一番最後の部分に「世祖の時、馬を購いて南界を過ぎるを許さず。黄河以南は潼関の東・鞏県に直至するは、官中の人に非ざれば、騎馬を得ず。皆な之を官中より売らしむるも、仍お拽車拽碾及び耕地を禁ず」と見える。本案件の論点は、あるいはこうした現状をふまえたものかもしれない。

●唐制—唐代前半期には馬坊・監牧が甘肅東部から陝西北部、山西北西部に設けられ、国馬が放牧された。これらを管理するのが群牧監(牧監使・監牧使)である。しかし吐蕃が隴右方面を占領するようになると、牧地の減少を余儀なく

され、唐の馬政は以前ほどはうまくいかなくなった。ここで王惲が「唐制を取る」と言っているのは、王安石の保馬法のように民牧に頼るのではなく、王朝が馬の統制に直接関わる官牧を目指すべきことを言うのであろう（齋藤勝「唐代の馬政と牧地」『日中文化研究』14, 1999, pp. 44-51 参照）。

86 — 18 論官買輝竹事状

切見、衛輝路民竹、縁三十年前百姓培養以至今日、俱係軍民站戸倚仰当差、兼已亦数重宣課。近年官定四六抽分、其实中半、曩者園戸訴難、雖蒙上司定奪、経今二年、未獲明降。其竹、因斫伐不時、往往枯死。若以竹論、通合官拘、如日物力、与桑麻無異。又与懷孟事体不同。拋園畝不過四十餘頃、宜買属官竹、使民無永業之思、官有通行之利、亦便民之一端也。

【訳】 輝州の竹をお上が買い上げることを論じる意見書

衛輝路の竹が民竹であるのは、三十年前から民間が育てて今に至っているからであるが、いずれも軍・民・站戸がお上の指導にしたがって任に当たり、しかも、繰り返し繰り返し商税の割り当てを受けてきた。最近では、お上が四を取り民が六を取る「四六抽分」を官が定めたが、実際には官が五を取っており、以前に竹園戸が訴え出て管轄の役所の決定を受けたものの、以来二年、いまだに明文化されたお許しは出ていない。

竹は、伐採が適当な時期でなければ枯れてしまうものである。もし、竹ということで議論するならば、まるごとお上が接収してしかるべきであり、民の財産だといふのであれば、竹は桑麻と選ぶところがなくなってしまう。その上、懷孟の竹とは事情が異なるし、竹園の面積も四十頃程度に過ぎない。官が買い取って官竹とし、子々孫々に竹園を伝えようとする民の思いを断ち切り、官に流通と価格の統一を確保させるべきであろう。これもまた民に便宜を図る一つの方法である。

【註】 ●官買輝竹—「輝竹」は衛輝路・輝州の竹。本案件は、「民竹」である輝州の竹を官が買い取って「官竹」とすべきことを論じるが、『秋澗集』巻51「大元国故衛輝路監郡塔必公神道碑銘并序」には、至元四年(1267)から六年頃のことを言うものとして「輝民は園竹を殖う。仰せて賦税を供せしめ、監司掩之(ことごとく)官に入れしむ。少(わず)かも犯す有らば、民に即ち産を破り法に抵(ふ)れしめ、甚だ養民の道にあらず(闕字部分は『四庫全書』本によって補った)。公(塔必迷失)上奏して利害を力陳し、(輝民の園竹は)竟に民産に還る」といい、「輝竹」はこの頃に「官竹」から「民竹」にまず一度かわったと思われる。また、至元十八年以降に上申された「輝竹属民」(『秋澗集』巻90「便民三十五事」)では反対に、「官竹」である「輝竹」を民に返還すべきことを論じる。これらのことからすれば、「輝竹」至元四年から六年ごろにまず「民竹」となり、本上申書があって「官竹」にかわり、その後「官竹」としての「輝竹」は破綻して、至元十八年の上申に至ったと思われる。本案件は至元八・九年ごろに書かれたに違いない。また、『元典章』巻22・戸部8・課程・竹課・「紫竹扇杆収買給引」や『烏臺筆補』5「論衛輝路不宜通管竹課事状」(87-17)によれば、至元九年前後の「竹課」は衛輝路総管府が管理しており、その管轄地は「懷・洛・嵩・汝・唐・鄧・徐・邳・益都・泰安」に及んだという。竹は元来「山林川沢之産」として一種の資源であったが、『元典章』に「紫竹扇杆」の語があり、87-17が「竹は官貨と雖も、寔は經商交易に係り」と記述するように、加工されて商品となるものでもあった。総管府は、資源としての竹と商品としての竹の両者から税を取ったと思われる。 ●衛輝路民竹—『元史』巻94・食貨志2・歳課の条には、モンケ以前のことを記述するものとして「竹の産する所は一ならずと雖も、而して腹裏の河南・懷孟、陝西の京兆・鳳翔は、皆在官の竹園有り。国初は、皆な司竹監を立てて之を掌らしめ、毎歳、税課所の官に令して、時を以て採斫せしめ、其の価を定めて三等と為し、民間に易(あが)なわしむ」とある。竹の多くが司竹監管理下の「官竹」で、「官竹」製品は専売だったことが確認できる。 ●縁

— 84—5 の註参照。 ●俱係軍民站戸倚仰当差—「軍民站戸」は「軍戸」「民

戸]「站戸」の意。民竹の場合は、戸籍の種類に応じてそれぞれしかるべき税を負担したと思われ、「輝竹属民」(『秋澗集』巻90「便民三十五事」)に「衛輝路・輝州の園竹は、皆な百姓 自来栽植し、物業を置買するに係り、軍・站・差徭は之に仰せて出備せしむ」とあり、『元典章』巻22・戸部8・課程・竹課・「竹貨依例収税」には「懷孟及び其の餘の路分の竹貨は、百姓の栽植したる恒産に係り、之に因りて軍・站到に僉充し、民戸の差徭に应当せしむ」とある。 ●宣課—

「宣課司」「宣課提挙司」等の衙門があるように、「宣課」は「課程」を割り当てること。本案件は、「数重宣課」の結果「近年は四六抽分に定まった」ことをいうものと思われるが、この「宣課」や「四六抽分」が竹そのものに対するものか竹製品に対するものか、明らかでない。 ●近年官定四六抽分—「抽分」は徴

税方法の一種で、物産・製品・畜産等を官と民が率を決めて分割することをいう。「四六抽分」とは、官が四、民が六、の意。『吏学指南』錢糧造作の条に「即ち其の物を解取するなり」とある。また、「四六抽分」を定めたのは至元三年(1266)十二月のことであり、『元史』巻6・世祖本紀3・至元三年十二月の条は「輝州の竹課を減じ、是れより先、官が十の六を取りたるを、是に至りて其の二を減ず」と言う(この措置は姜毅なる人物の建言による。前掲「輝竹属民」参照)。

●官拘—「拘」は「拘収」の意。「官拘」で官が接收すること。同じく衛輝の竹を論じた「輝竹属民」には「四六抽分して、民は六分を得、官亦た拘取して、価値を量給す」という。 ●如日物力与桑麻無異—「物力」は、物資としての価値、財産、の意。金制に「物力」の多寡にしたがって徴収される「物力錢」という

税があったように(『金史』巻47・食貨志2・租賦の条に「民の田園・邸舍・車乘・牧畜・種植の資、藏斂の数を計りて錢を徴するに差有り。之を物力錢と謂う」とある)、「物力」は主に民間の経済力を指して言う。この一句は「輝竹」を「官竹」にすべき理由の一つを述べるもので、竹はお上の財産とすべきものであり、「桑麻」と同等に扱うべきでないと述べている。 ●又与懷孟事体不同—「懷孟事体」が具体的に何をいうのか不明。懷孟については、南宋側からの徙民を論じた85-4「論起移懷孟路新民事状」があり、また『元史』巻94・食貨志2・歲課の条には、至元四年

の事として「始めて制国用使司に命じて懷孟等路の司竹監に竹引一万道を印造せしめ、毎道工墨一銭を取り、凡そ発売には皆な引を給す」とある。南宋からの徙民と懷孟における竹の栽培がもし関連するとすれば、王暉が言う「懷孟事体」は、南人による竹の栽培という特殊事情をいうのかもしれない。 ● 掘園畝 不過四十餘頃……官有通行之利一前掲の「輝竹属民」(『秋澗集』卷90「便民三十五事」)では至元十八年以降のこととして「頃畝を量るに多とする無くんば、四分を抽取し、之を以て官に輸すといえども、未だ大益と為らず。百姓之を得れば、実に小補にあらざるなり。合に上項の園竹は旧に依りて民に令して主管と為さしめ、抽分せずして一切の差役、気力を出備せしむること無かるべけんや」という。王暉は、本案件を書いた約十年後には全く逆のことを論じているのである。

86 — 19 論塞絶沁水事状

切見、今年雨水稍作、黄・沁北泛、決壊武陟県垣閘、北与御河合流。淇門以下槽岸低狭、不能吞伏、幸不為患。兼今日隄防未修、儻值雨潦大作、自衛已東、非惟漂没田廬塩場、所在有大可慮者。以某愚見、将元修閘堰、宜塞絶之、使無後患。嘗聞衛土人云、金(太)[大]定二十七年、黄・沁北泛、滄没州城、水至浮囹第一級。此先事之驗也。

【訳】 沁水の堰をふさぐことについて論じる意見書

今年は降雨が多く、黄河と沁水が北側に氾濫し、武陟県の堰は決壊して、北の御河にまで流れ込んだ。淇門より下流は河道が狭く堤防は低いので、大量の河水を容れることはできないが、幸いにも災いを起こすことはなかった。そのうえ今、堤防はまだ修復されておらず、もし大雨になれば、衛輝路より東は、田地家屋・採塩所が水没するのみならず、それぞれの地域の役所はたいへん憂うことになるう。

わたくしが思うに、もともと設けられていた堰をふさいで、後の憂慮を絶つべきではなからうか。かつて衛輝路の土地の者が「金の大定二十七年（1187）に、黄河と沁水が北側に氾濫し、州都が水没し、仏塔の最上層にまで水が至った」と言うのを聞いたことがある。いましむべき先例であろう。

【註】 ●塞絶沁水—沁水が黄河に流入する一帯は河水の氾濫による水害が絶えない地域であり、中統二年（1261）には、懷孟路に沁水を分流して黄河に注がせる広濟渠が築かれる等（『元史』卷 65・河渠志 2・広濟渠の条）、治水上の重要地域でもあった。『国朝文類』卷 50 に見える郭守敬の行状（斉履謙「知太史院事郭公行状」）によれば、中統三年に郭守敬がクビライに直接言上した水利策六事の第五番目として、次のように言う。「懷孟の沁河は已に澆溉せりと雖も、尚お漏堰餘水有り。東のかた丹河餘水と相い合し、開引東流して武陟県に至らしめ、北のかた御河に合入せしむれば、その間、亦た田二千餘頃に溉ぐべし」。ここでの郭守敬の建言がもし実行されていたとすれば、王恂の記述する「黄・沁の北泛」は、少なくとも王恂の認識では、自然災害であるよりも人災だったのである。沁水の治水事業には王恂と同様の意見が一方にある。たとえば、胡祗遹「論司農司」（『紫山先生大全文集』卷 22）は「懷州の丹・沁二水、相い去ること遠からざるに、丹水は農に利し、沁水は反って害を為す。百餘年の桑棗梨柿・茂林巨木も、沁水一たび過ぐれば、皆な浸漬して死（か）れ、禾稼も亦た榮茂せず。此れを以て之れを言わば、利なるか害なるか。此の一水が似きは、唯だに開くべからざるのみならず、当に之れを塞ぎて復た故の道に復さしめ、以て農害を除くべし」という。 ●今年雨水稍作……北与御河合流—『元史』卷 50・五行志 1・水の条に「（至元）九年（1272）九月、南陽・懷孟・衛輝・順天等郡（中略）淫雨して、河水並な溢れ、田廬を圮（やぶ）り、稼を害なう」とあるのを指すか。また「御河」は、今日の衛河のことであり、隋代に永濟渠といったもの。『元史』卷 64・河渠志 1・御河の条の冒頭にいう「御河は、大名路魏県の界より、元城県泉源郷于村渡を経て、南北約十

里，東北は流れて包家渡に至り，下は館陶県の界三口に接す」とは，御河の元来の河道を説明したもの。同書同条が至元三年(1266)七月六日の都水監の言を引いて「運河二千餘里は，公私の物貨を漕して利を為すこと甚大」というように，当時においては，かつての永済渠全体が御河として意識されていた。

●淇門—『元史』卷93・食貨志1・海運の条に「運糧は則ち浙西自り江を涉りて淮に入り，黄河由り水を逆のぼりて中灤の旱站に至り，陸運して淇門に至りて御河に入り，以て京に達す」とあり，黄河から中灤経由の陸運を経て，御河への入り口にあたる，陸運・水運の要衝。

●槽岸低狭不能呑伏—「槽岸」を『四庫全書』本は「漕岸」に作る。「槽岸」「漕岸」ともに用例の少ない語だが，「自淮口抵宿遷值風雨大作」(『秋澗集』卷4)に「行捧人力微，泥爛槽岸側」とあることからすると，川(水路)の堤防や岸を言うのであろう。また「呑伏」は，河道が水を溢れさせることなく容れること。『元史』卷65・河渠志2・広済渠の条に「岸北は減水したる河道有り」と雖も，呑伏する能わずして，後に霖雨に値いて，田禾を蕩没す」とある。

●所在—「所在官司」と同意。

●元修閘堰—ここで言う「元修の閘堰」とは，あるいは郭守敬の建言によって築かれたものを指すかもしれない。前註参照。

●嘗聞衛土人云……水至浮凶第一級一金の大定二十七年(1187)にこの地域で水害があったことは『金史』卷8・世宗本紀下・大定二十七年十一月甲寅の条の詔勅に「河水 泛滥して，農夫の被災せるは，与(ため)に差税一年を免ず。衛・懷・孟・鄭四州の，河を塞ぎて勞役せしは，並びに今年の差税を免ず」とあることから確認できる。また，虞集「翰林学士承旨董公行状」(『国朝文類』卷49)によれば，董公用が衛輝路総管であった際「衛州城中 浮屠の最も高き者，才に沁水と平(ひと)し」と言ったという。「衛の土人」のことばも，あながち誇張とは言えない。

●浮凶第一級—「級」は「層」と同意。宋・程大昌『雍録』卷3・含元螭頭の条に五代・王仁裕の言を引いて「含元殿前玉階三級，第一級可高二丈許，(中略)第二級第三級各高五尺」といい，その自註に「(王)仁裕 分かつ所の三級は，上自り下るを以て次と為す」とことさらに言うのは，「級」が上下

いずれから数えることもあったからであろう。ここの「第一級」は、仏塔の最上層を指すものだと思う。 ●先事之驗—「先事」は「後事」に対して、照らすべき先例。『承華事略』巻4「法祖」（『秋澗集』巻79）に「先事は後事の鑑なり」とある。

86 — 20 論范陽種麥事狀

切見、附京地寒、不可以麥、而歲用不畜數千萬斛、止仰御河上下商販以資京畿。今范陽去都百里而遠、土風宜麥與稻、比之秋田、宜令倍種。外挾荒閑冒占、復許諸人開耕、驗頃畝免地租三年、及減半力役、亦完實內地之道也。如關中、古無麥、今盛於天下者、蓋自武帝始也。其種稻事、昔北齊皇建中、平州刺史嵇暉、建議開督(元)[亢]旧陂、歲收稻數十萬石、北境賴以周贍。此其驗也。督(元)[亢]在今新(野)[城]県界。

【訳】 范陽に麥を植える事を論じる意見書

燕京近郊は寒冷で麥は育たないが、一年の掛り・消費量は數千萬斛どころではなく、ただ御河を行き來する商人に命じて都に供給させるばかりである。が、范陽は都から百里ほどの距離で、風土は麥と稻にむき、秋の收穫に比較して二倍の量を耕作させることができる。そのほか荒地・休耕地を勝手に占拠しているものについても、人々に耕作を許可し、田畑の面積を調べ、地稅を三年免除して差役の徵發を半減するのが、管下の田畑を充實させる良法であろう。たとえば關中は、むかしは麥が育たなかったが、いま天下に名だたる産地になっているのは、實に漢の武帝の政策による。稻については、かつて北齊の皇建中、平州の刺史であった嵇暉が建言して范陽郡督亢の湿地を開墾し、毎年稻數十萬石を收穫して、寒冷な北側の諸地域に食糧を供給した。これらは良き前例であろう。督亢とは、いまの新城県の管下である。

【註】 ●附京—「附」は「近郊」の意。『金史』卷17・哀宗本紀上・正大六年(1229)十二月の条は「附京の獵地百里を罷めて民の耕稼を聽す」といい、同書卷17・哀宗本紀上・正大四年十一月の条は、おそらく同一の場所を指して「近郊に獵す」という。 ●御河—86-19の註参照。御河は、癸巳年(1233)に一度修復が行われているようだから(『元史』卷64・河渠志1・御河の条の記述による)、モンゴル側もこれを運河として利用する意図はあったと思われるが、政権が本格的に御河に着目し始めるのは、やはりクビライの中統政府発足以後のことである。クビライは、至元三年(1266)に御河を再度整備し(『元史』卷64・河渠志1・御河の条)、その河道にそって「漕倉」を置き(『元史』卷6・世祖本紀3・至元三年十月戊戌の条)、周辺路から大都への物資輸送はもっぱら御河を用いるようにさせた。『元典章』卷26・戸部12・脚価・水路和雇脚価の条が掲載する表は、この時の御河の脚価を水路の距離ごとに列したものである。また、『元典章』のこの案件が「平章政事制国用使司」によって上申されていることは、御河の水運が、「制国用使司」の成立以後アフマドによって管轄されていたことを意味するだろう。本案件が記述する「歳用不啻数千万斛」は、大都に輸送される「税糧」を言うものと思われるが、その「和雇脚力」を王恽が「御河上下商販」と記述することは、アフマドの御河管理の実質を思わせて、注目に値する。 ●比之秋田宜令倍種—夏の収穫を「夏田」、秋の収穫を「秋田」といい、夏に納める税を「夏税」、秋に納める税を「秋税」という。たとえば『金史』卷47・食貨志2・租賦の条は、この「夏税」「秋税」を説明して「大率、田の等を分かちて九と為し、之を差次す。夏税は畝ごとに三合を取り、秋税は畝ごとに五升を取る。又、秸一束を納めしむ。束は十有五斤。夏税は六月より八月にいたり、秋税は十月より十二月にいたる。初、中、末三限と為し、州三百里の外は其の期一月を紓(ゆる)うす」という。この記述から想像するに、「秋田」は「夏田」に比較して一般に収穫量が多く、王恽がここで「比之秋田宜令倍種」と述べるのは、范陽の「夏田」が「秋田」と同等の収穫をあげうることをいうと思われる。 ●如関中古無麦今盛於天下者蓋自武帝始也—『漢書』卷24上・食貨志4には、関中に麦を

植えるべきことを、董仲舒が漢の武帝に建言したことが記述される。 ●督(元)〔亢〕—「督元」を「督亢」に改めるべきこと、また、北齊の平州の刺史嵇暉が督亢の湿地を開墾したことが『隋書』卷24・食貨志その他の史料に見えることについては、『元代臺憲文書匯編』本がすでに指摘する。 ●新(野)〔城〕県—「新野県」を「新城県」に改めるべきことについては、『元代臺憲文書匯編』本がすでに考証する。

86 — 21 論大作水軍事状

征進舟師，固未嘗闕，然可大作一軍，召募兩淮・黄河上下等人，并南人帰順者，兼用其力，舡艦一依宋法，精選大将，使之專習水戰，建以竜驤樓船之号。歳□師出，水陸並進，亦多方悞之法，漢武発会稽欧□之策也。内則浚太液池造為輕舟，令武衛軍不時□習，又武帝伐西域而鑿昆明池，魏祖之征荆吳，□□許西湖，是也。

【訳】 水軍を編成することを論じる意見書

遠征のための水軍はもちろん以前からあるが、しかし、新たに一軍を編成し、淮河・黄河の上流下流のものたち、南宋出身者で朝廷に帰順してきたものたちを集め、その力をあわせ、戦艦はすべて宋のそれを模範とし、指揮官を厳選し、部隊に水上での戦いを徹底的に教練し、名を「竜驤樓船」とでもすべきである。(そうすれば、やがて)進軍する際には、水・陸両面から出撃して、多方に敵を攪乱するであろう。漢の武帝が会稽から兵を出した□□の作戦と同様である。また、こちら側では太液池を浚い、足の速い軽装の軍船を作って武衛軍に常に訓練を施すのである。(そうすれば)、武帝が西討する際に昆明池を穿ち、曹操が荆吳を征討する際に〔玄武池を開き□□〕西湖で教練を行ったことと、さらに同様になるのである。

【註】 ●大作水軍—王暉がここにいう水軍は、本文にいう「大作一軍」「兩淮・黄河上下等人」「南人帰順者」「宋法」という表現から見て、モンゴル軍がもつ既存の水軍ではなく、主に南宋側の人たちを集めて編成する新規のそれをいうと思われる。一方、本案件の後半にいう「造為輕舟」は、「内則浚太液池」といい「武衛軍」という点から見て、大都近辺にいる既存の軍隊に水軍の教練を実施することを恐らくいう。本案件は、南宋攻撃を控え、両面から水軍を充実させるべきことを述べると思われるが、一方、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)三月戊午の条は、阿朮と劉整の建言にしたがって戦艦五千艘をつくり水軍七万の教練を行ったことを記述する。『元史』等が記述する、モンゴル軍の襄陽付近における水軍の教練と本案件の関連、特になぜ太液池のようなところで水軍の教練をしなくてはならないのかについてはよくわからない。 ●宋法一文脈から考えて、「宋法」は艦船の製法を恐らくいうと思われるが、具体的に何を指すかは不明。周応合『景定建康志』卷39・戦艦の条は、淳祐九年(1249)から咸淳三年(1267)までに建康府で製造・修理された艦船の種類と数を挙げ、李天鳴『宋元戦史』(三)(食貨出版社、1988)はそれらを更に江河艦船、海洋艦船に二大別し、その上でそれをまた戦艦、民船、運輸船に分類する。 ●竜驤樓船—晋・武帝・咸寧五年(279)の呉遠征に戦艦を建造して従軍した王濬の称号「竜驤將軍」にちなみ、大船・戦艦などに付けられた雅号。『晋書』卷42・王濬伝に「武帝謀りて呉を伐たんとするに、濬に詔して舟艦を修めしむ。濬乃ち大船を作りて舳を連ね、方は百二十歩、二千餘人を受く。木を以て城を為し、楼櫓を起(た)て、四出門を開け、其の上は皆な馳馬来往するを得る。又た鶴首怪獸を船首に画(えが)き、以て江神を懼れしむ」とある。 ●歳□—『四庫全書』本は「□」に「遣」を入れる。ここでは、「餘」が入るものとして訳出した。 ●多方悞之一吳子が楚遠征を伍員にもちかけた際、伍員が提案した作戦。軍をあちらこちらから出して敵を攪乱する様を言う。『春秋左氏伝』昭公三十年に「多方以って之を誤らせ、既に罷れて後に三軍を以って之を継がば、必ず大いに之に克たん」とある。 ●欧□—『四庫全

書]本は、「□」に「閩」を入れ、漢・武帝が閩越に包囲された東甌を水軍で救出した故事をいうものとする。この故事については、『漢書』巻6・武帝本紀6・建元三年(前138)七月の条に「閩越 東甌を囲めば、東甌急を告ぐ。中大夫嚴助を遣り節を持たしめ会稽の兵を發し、浮海して之を救わんとす。未だ至らずして、閩越走れば、兵還る」という。ここでは、とりあえずこの故事を用いて解釈したが、「□」に「閩」を入れるにしても、「欧」字の解釈がつかないので、「欧□」の二字とも不明とせざるを得ない。 ●浚太液池造為輕舟令武衛軍不時□習一「太液池」は今の北京の北海・中海。「武衛軍」は、『事物紀原』巻5・武衛の条に「後漢の末、曹公丞相と為り、武衛營有り」と言うように、元來は京師に置かれた防城軍の総称。モンゴル時代は、時にケシクを指して「武衛軍」という。クビライ時代の武衛軍は、至元元年に侍衛親軍と名を改めたようだが、本案件にいう「武衛軍」が、大都に配備されたそうした特定のケシクの「侍衛親軍」を想定して述べているか否かはよく分からない。また、「□」については、『四庫全書』本は「練」字を入れる。今、仮にこれに従う。なお、「不時」は常に、の意。 ●武帝伐西域而鑿昆明池一漢・武帝が元狩三年(前120)に昆明国を討伐しようとした際に、長安近郊に昆明池を開鑿して水戦を習わせた故事にちなむ。『旧唐書』巻82・許敬宗伝に「武帝遣使して西南夷と通ぜんとするに、昆明滇池の閉ざす所と為れば、昆明国を伐たんと欲す。故に鑄の旧沢に困りて、以って此の池を穿ち、用って水戦を習わしむ、元狩三年の事なり」とある。 ●魏祖之征荆吳一魏の曹操が水軍の教練を行ったことについては、『三国志』巻1・魏書・武帝紀・建安十三年(208)春正月の条に「玄武池を作りて以て舟師を肄(なら)わしむ」という(『資治通鑑』巻65の同条にも同じ記述がある)。「魏祖之征荆吳」はこれをいうだろう。 ●□□許西湖一『四庫全書』本は、「□□」に「開鑿」を入れる。「開鑿」を入れるにしても、『四庫全書』本がどのように解釈したのかよくわからないので、ここでは「□□許西湖」をすべて待考とする。

86—22 論削去科(帖)〔貼〕俸名

(国家で空格)

民間科(帖)〔貼〕, 標注俸鈔. 且賦稅從古有之, 必(斂)〔斂〕之□□以給祿養, 是恩出於上. 今者名之科(帖)〔貼〕, 曰此官□□也. 是民自以祿食廩給, 非出 國家公養太恩□□令削去, 所謂民可使由之, 不可使知之也.

【訳】 差発の額外割り当てから俸の字を削ることを論じる意見書

民に差発の額外割り当てをして, わざわざ「俸鈔」の字を書き込んでいる. そもそも, 賦税は昔からあって, 必ず民から集めて士大夫の俸禄としてきた. だがこの場合, 士大夫へのご恩はお上から出ているのである. 今は, 額外割り当てに名を付けて「官人の俸禄」という. これでは, 民みずからが官人に給料を与えているのであり, 俸禄は, 賢者を礼遇してくださる国君から出ているのではない. 「俸」の字を削ってしまうべきだろう. いわゆる「民はこれに由らしむべし, これを知らしむべからず」なのである.

【註】 ●科(帖)〔貼〕俸名—「科帖」は恐らく「科貼」の誤りであろう. 「科貼」は, 税等の額外の割り当てを行うこと. 「科」は割り当てる, 「貼」は「津貼」「補貼」の「貼」で, 額外の補助の意. 明・張寧『方洲集』卷2・傍・汀洲府行六県傍に「仍お, 坊甲内より錢鈔を科貼するを許さず」とある. また, ここにいう「俸名」とは, 本案件中にいう「俸鈔」の「俸」をさしている. 「俸鈔」は, 『元史』卷93・食貨志1・科差の条に「科差の名は二あり, 絲料と曰い, 包銀と曰う. (中略)然れども, 絲料・包銀の外, 又た俸鈔の科有り. 其の法も亦た戸の高下を以て等と為し, 全科戸は一両を輸し, 減半戸は五錢を輸す」といい, 魏初『青崖集』卷4・至元九年(1272)七月十五日の奏議に「一十戸ごとの額は鈔五十兩に当たる. 内, 包鈔は四十兩, 俸鈔は一十兩. 貧富を験して品答して均科す」という. 「科差」としての「俸鈔」は, 「絲料・包銀」の外に割り当てられた, 恐らく補助としての税額だったのである. 王恽は, この「俸鈔」に「俸」の字が用

いられていることを問題とする。 ●標注—「標注」は「標注」とも書く。「標」は「標附」「標写」の「標」。見出しをつけて明らかにすること。「注」は所定の空欄等へ書き込むこと。 ●且—発語の辞。 ●(斂)[斂]□□—『四庫全書』本は「□□」に「于民」を補う。今、仮にこれに従う。 ●此官□□—『四庫全書』本は「□□」に「之俸」を補う。今、仮にこれに従う。 ●公養—『孟子』万章章句下にある言葉。朱子は「公養」に註して「国君の賢を養うの礼なり」という。 ●太恩□□令削去—『四庫全書』本は「□□」に「也宜」を補う。今、仮にこれに従う。 ●民可使由之不可使知之—『論語』泰伯にある言葉。